第210回杉並区都市計画審議会
令 和 7 年 1 1 月 6 日
都市整備部みどり施策担当

意見聴取　1

特定生産緑地の指定について

杉　並　区

特定生産緑地の指定について

１　特定生産緑地制度の概要

平成 29 年に生産緑地法の一部が改正され、区市町村は所有者等の同意のもと特定生産緑地を指定できるようになった。

特定生産緑地制度とは、生産緑地の指定告示から 30 年を迎える前に、買取申出ができる期限を 10 年延期する制度である。指定を受けると、固定資産税の農地課税が継続され、新たな相続が発生した際に相続税納税猶予制度の適用を受けることも可能となる。

また、特定生産緑地の指定から 10 年経過する前であれば、繰り返し 10 年期限を延期することができる。

２　これまでの主な経緯

平成30年	３月 ～	生産緑地法改正等に関する説明会実施
令和元年	７月	所有者あてに申出基準日到来の通知
	９～10 月	指定手続き説明会及び個別相談会実施
令和２年	４月	農業委員会意見照会（H4 指定分１回目）
	５月	農地利用状況調査（H4 指定分１回目）
	10 月 29 日	都市計画審議会意見聴取（H4 指定分１回目）
令和３年	４月	農業委員会意見照会（H4 指定分２回目）
	５月	農地利用状況調査（H4 指定分２回目）
	10 月 21 日	都市計画審議会意見聴取（H4 指定分２回目）
令和４年	４月	農業委員会意見照会（H5 指定分）
	５月	農地利用状況調査（H5 指定分）
	10 月 21 日	都市計画審議会意見聴取（H5 指定分）
令和５年	４月	農業委員会意見照会（H6 指定分）
	５月	農地利用状況調査（H6 指定分）
	11 月 2 日	都市計画審議会意見聴取（H6 指定分）
令和６年	４月	農業委員会意見照会（H7 指定分）
	５月	農地利用状況調査（H7 指定分）
	10 月 30 日	都市計画審議会意見聴取（H7 指定分）
令和７年	４月	農業委員会意見照会（H8 指定分）
	５月	農地利用状況調査（H8 指定分）
	11 月 6 日	都市計画審議会意見聴取（H8 指定分）

３　生産緑地地区の指定状況

令和 7 年 11 月 6 日現在

	件数	面積
区全体の生産緑地地区 （令和６年 11 月 20 日告示時点）	120 件	約 29.49ha
指定済特定生産緑地	99 件	約 22.80ha
平成８年指定の生産緑地地区 （令和８年に申出基準日を迎える生産緑地地区）	1 件	約 0.07ha
令和７年度特定生産緑地　指定予定件数	1 件	約 0.07ha

４　今後の予定

令和７年	11 月中旬	特定生産緑地の指定の告示
	11 月中旬以降	特定生産緑地指定通知書の発送

５　添付資料

・特定生産緑地指定（案）全体位置図 ……【資料１】
・特定生産緑地（杉並区）の指定（案） ……【資料２】

資料１

特定生産緑地指定（案） 全体位置図

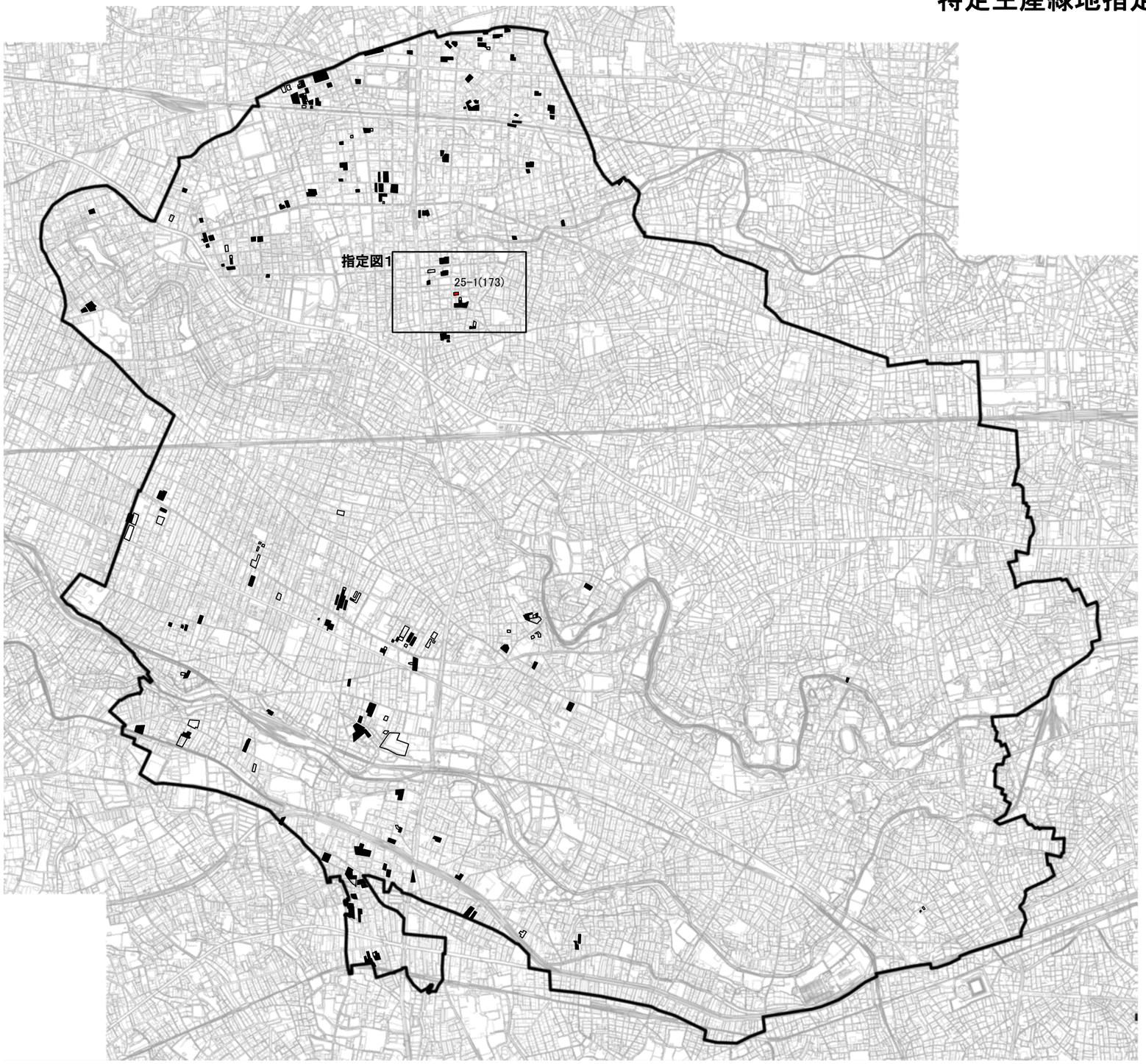

【凡例】

- 特定生産緑地新規指定区域
- 特定生産緑地既指定区域
- 都市計画生産緑地地区
- （　）内は、生産緑地地区の番号

1.0km

この地図は、東京都縮尺1/2,500地形図を使用（承認番号：7都市基交測第35号）して作成したものである。無断複製を禁
この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。

特定生産緑地（杉並区）の指定（案）

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の２第１項の規定に基づき、特定生産緑地を次のように指定する。

番号	位 置	生産緑地地区番号	面積			申出基準日	備　考	図面番号
			生産緑地地区（都市計画）	特定生産緑地				
				既に指定されている区域	新たに指定する区域			
25-1	杉並区清水二丁目地内	173	約650㎡	0㎡	約650㎡	2026年9月30日		1

資料2

特定生産緑地　杉並区　指定図

図面番号　１／１

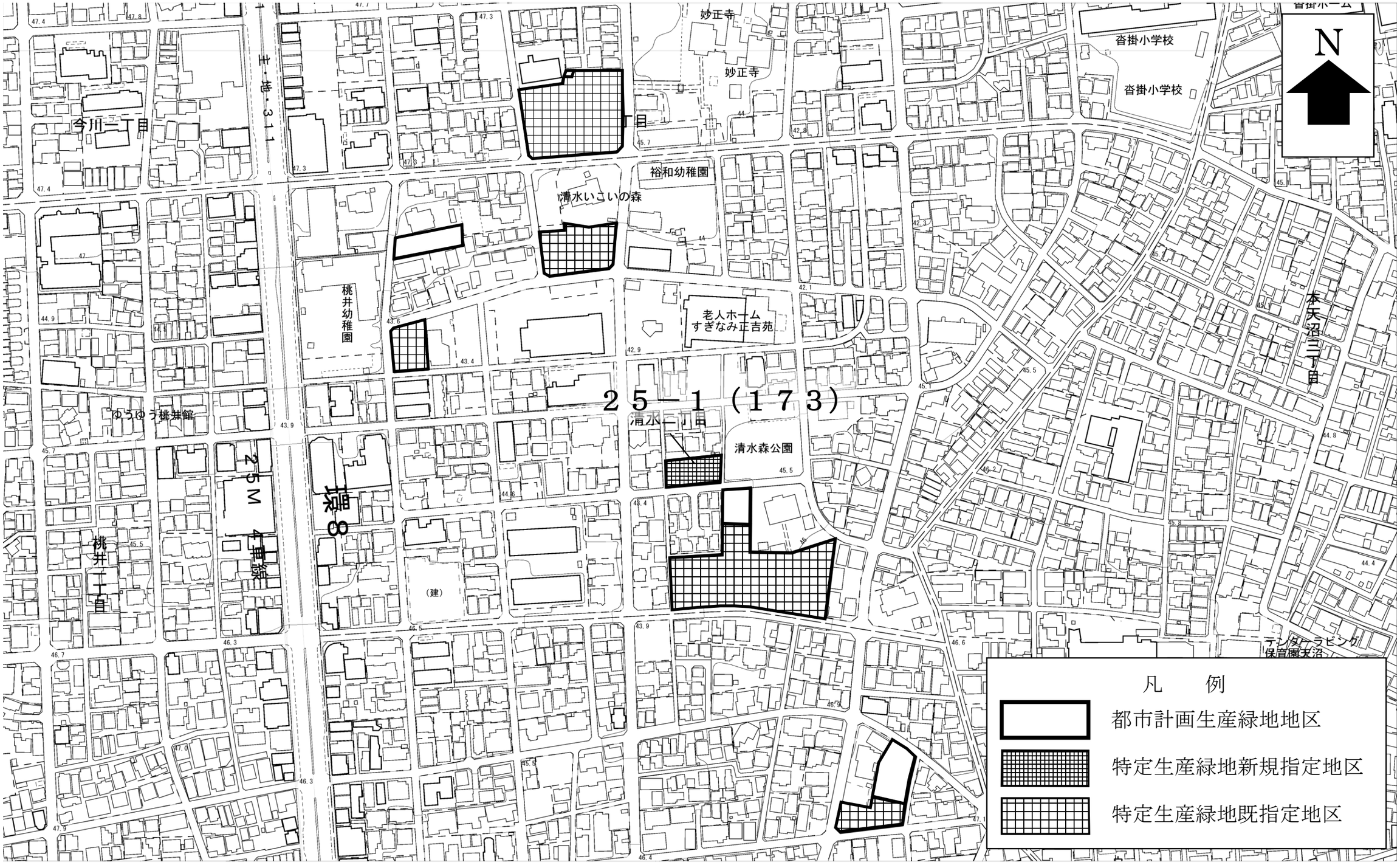

「この地図は、東京都縮尺 1/2,500 地形図を使用（承認番号：７都市基交測第 35 号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。」

「（承認番号）６都市基街都第 42 号、令和６年５月８日」「（承認番号）６都市基交都第 12 号、令和６年５月 23 日」

100m

縮尺　1/2500